

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内

DV (ドメスティック・バイオレンス) 等避難中※1でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※2以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件 (DV保護命令と収入要件)を満たせば、現在のお住まいの市区町村 から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村での<u>手続きが必要</u>です。
- ※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が 住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。
- ※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

### 支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給します。

- ① 世帯全員が令和3年度又は令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和4年1月以降の世帯全員の収入が「住民税非課税相当」となった世帯

#### |申 請 先

吹田市臨時特別給付金担当

【申請書配布先】市ホームページ、

市臨時特別給付金窓口 など

#### 申請期間

令和4年2月8日(火)~ 令和4年10月31日(月)

#### お問い合わせ

吹田市臨時特別給付金コールセンター



受付時間 9:00~17:30 (土・日・祝日を除く)

※電話がつながりにくくなることが予想されます。

その場合は、時間をあらためてお掛け直しいただくようお願いいたします

(制度に関するご質問)

内閣府住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間9:00~20:00(土日祝、12/29~1/3を除く)

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

## 手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ&Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。 ご不明な点は、現在お住まいの市区町村の給付金担当窓口にご相談ください。

- Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか?
- A 住民票がある世帯の方(配偶者等)が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件(DV避難中であることの証明、収入要件)を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

#### DV等避難中であることを明らかにできる書類の例 (児童手当準拠)

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等
- Q 配偶者から D V を受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか?
- A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計 を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当で ある場合には受給できます。
- Q 現在の住まいで受給するためには、どのような手続きが必要ですか?
- A 現在お住まいの市区町村にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を 理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金申請書」をご提出ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や吹田警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。